

那覇地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1 開催日時

平成24年10月29日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順）

（委員）上原正一、上間正敦、大城真也、酒井良介、鈴木秀行、高野 裕（委員長）、高良鉄美、浜口茂樹

（参列者）事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、民事次席書記官

（庶務）総務課長、広報係長

4 意見交換

（テーマ）本人申立てに係る事件の取り扱いについて

○：意見交換に先立ち、当庁民事部裁判官（委員）及び民事部次席書記官から本人申立ての実情について報告を行った後、実際に那覇簡易裁判所の受付窓口をご覧いただき、市民に対する裁判所の司法サービスの提供の状況を見ていただいた上で、意見交換を行いたいと思います。

それでは本人申立ての実情について報告をお願いします。

○：法律上、本人申立ての定義はありません。また、本人申立てであるか否かにおいて民事訴訟の手続が根本的に異なるものでもありません。しかし、裁判所では、広義においては「弁護士を訴訟代理人に選任せずにを行う申立て」を、狭義においては「弁護士、司法書士等を含む法律家の援助を受けずに、一般の個人が行う申立て」を本人申立てとして、訴訟手続の運営に当たって一定の配慮をしています。

本人申立ての説明に当たり、訴訟代理の種類について御説明いたします。訴訟代理というのは、大きく分けて任意代理と法定代理の二つに分かれます。任意代

理は、訴訟上の代理人のうち代理権の授与が本人の意思に基づくもので、代表的なものは弁護士で、民事訴訟法上で定められている訴訟代理権を有し、個別の訴訟委任に基づいて訴訟代理権が授与されることになります。弁護士以外にも任意代理として訴訟活動ができる人が法定されており、代表的なものは、簡易裁判所における司法書士です。ただ、司法書士全員がなれるものではなく、法務省令が定める研修を修了して法務大臣の認定を受け、司法書士会の会員であることが要件となっています。それから、簡易裁判所においては、裁判所の許可を得た一般の人でも代理人になることがあります。通常これを「許可代理」と呼んでいますが、民事訴訟法上の弁護士代理の例外として定められているものです。それ以外には、国や地方公共団体における指定代理人という制度があります。国については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律により、また、地方公共団体については地方自治法において定められており、国又は地方公共団体において弁護士資格のない職員を代理人として指定することができるときっています。その他代表的なものとしては、知的財産権の侵害訴訟において弁護士と共同受任することを条件として、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した弁理士も、弁理士法で訴訟代理権が認められています。

以上は個別の事件について代理権を授与するというパターンですが、具体的な事件ごとの選任行為がなくても、包括的に任意代理権を授与するものとして、商法や会社法で規定されている支配人があります。支配人を選任するという意思を表明し、その旨の登記等を行うことにより一定の法律上の地位に就き、裁判上及び裁判外の行為をする権限を有することになり、これによって、当然に法律上訴訟代理権を持つことになります。

次に法定代理ですが、代表的なものは未成年の親権者で、未成年者が訴訟を起こす場合には、親が法定代理人親権者として法廷に出たり、または弁護士を選任することになります。

その他に多いのが成年後見人です。家庭裁判所において成年後見人選任の審判

を経ると本人に代わって法律上の代理権を有することになり、訴訟を申し立てる権限を有することになります。

以上、代理権について御説明いたしましたが、そもそも日本では、基本的に弁護士強制主義は採用していません。例外的に、法律上正当な手続によらないで身体の自由を拘束されている者が救済を求める人身保護という制度においては、人身保護法で特別の事情がある場合を除き弁護士を代理人として救済の請求をしなければならないと定められていますが、これ以外の通常の民事訴訟手続においては、基本的には弁護士を選任する必要はないということになります。

※ 民事次席書記官より、本人申立ての現状及び那霸地方裁判所及び那霸簡易裁判所における受付窓口の対応等について説明
(説明の概要)

全国の事件数及び那霸地裁の事件動向を比較しながら、

1 本人申立て件数について

那霸地方裁判所管内においては、民事訴訟事件の申立て件数に占める不当利得返還請求事件（いわゆる過払金返還訴訟）の割合が高く、その多くが弁護士に委任することなく、司法書士が作成した訴状で申し立てられることがほとんどであり、地方裁判所では司法書士は訴訟代理人になれないため、本人申立ての割合が引き上げられているものと考えられる。その他、数は少ないが、個人で国や地方自治体を相手に損害賠償を求める場合や、法人の本人申立ての事案として信用保証会社による求償金請求事件、家賃保証会社による建物明渡請求事件も多いようである。那霸地方裁判所管内の簡易裁判所については、地裁と同様に民事訴訟事件の申立て件数に占める不当利得返還請求事件の割合が高いが、簡易裁判所では司法書士が訴訟代理人となることができることから、そのほとんどにおいて司法書士や弁護士が代理人となり、本人申立ての割合が低くなっていると考えられる。

その他の事件については、特に専門的知識、知見が必要とされる事案でない限り、本人申立てがほとんどである。

2 手続案内の実情

地方裁判所では、受付担当者が話を聞いて、訴訟ではなく民事調停や支払督促等、他の手続を利用した方が適切だと考えた場合には、その手続を教示し、担当する簡易裁判所の窓口を案内する。どうしても訴訟を提起するということであれば、訴状作成の参考として、訴状のひな形（参考書面）を交付している。

簡易裁判所では、受付相談カードを記載してもらい、それに基づいて窓口担当者が紛争の概要を把握し、各種手続を具体的に説明している。

また、最高裁判所が作成した8種類の定型訴状を備え付けてあり、相談の内容に該当する類型のものを交付している。

地裁、簡裁に限らず、窓口対応では法律的に踏み込んだ話になることがあり、裁判所としては手続案内に限られることを説明し、弁護士等の法律専門家に相談するよう常設の法律相談所等を案内している。

○：それでは、地方裁判所における本人申立ての態様等について、私個人の経験も踏まえながら御説明します。

本人申立ての態様としては、純然たる本人申立てがあります。これは、弁護士、司法書士、その他専門的知識を有する人に相談することなく個人で申し立てる場合をいいます。申立て全体に占める割合としては非常に少ないとと思われますが、大都市よりも地方都市に多く、また地方裁判所よりも簡易裁判所に多いのが一般的な傾向と思われます。その他、経験上思い当たるものとしては、弁護士費用を負担できないというケースがあります。また、弁護士費用を負担する経済力があるても、弁護士費用が負担と考え、本人で申し立てる場合もあります。弁護士費用に関するケース以外では、弁護士不信ということを理由とする場合があります。

これは、過去に弁護士を選任して訴訟を行った経験から、結果的に弁護士不信になってしまう場合、あるいは、弁護士に止まらず、裁判所、弁護士を含めて司法制度そのものを容認できないという方が一定程度存在します。もう一つ類型として挙げられるのが、弁護士等を含む第三者に、訴訟の内情を知られたくないと考えている場合があります。これらが純然たる本人申立てです。

それ以外の本人申立てでは、司法書士が関与する本人申立てがあり、地方裁判所においても、いわゆる過払金返還訴訟に多く見られます。また、訴訟以外では破産事件で非常に多く見られます。

他には、金融業者や不動産業者等の業者による申立てがあります。業務上、同種の訴訟を数多く提起しており比較的手慣れていますので、本人申立てに当たって裁判所が手続き上の指示を細かく行う必要のないこともあります。しかし、中には訴訟を進めてみると非常に難しい法律問題が含まれている場合があり、途中から弁護士に委任してくることもあります。業者による本人申立てでも、紛争性の高い事案を本人申立てで行う場合があります。相当な経験を積んでいる業者であれば、法律だけではなく判例もよく知っていて、証拠の残し方、出し方もわきまえているため、最後まで本人申立てのまま進むことがあります。

さらには、法人の代表者あるいは支配人による申立てというのがあります。基本的には業者申立てと同じですが、消費者金融業者については、過去に、貸金を回収するため、全国の支店に多数の支配人を配置して大量に訴訟を提起するということがありました。信用保証を業とする公益法人や大手金融機関系列の信用保証会社については、代表者や支配人による申立てを行うことが多いと感じます。このような場合には、そもそも信用保証の段階で相手方には支払能力がないという場合がほとんどです。従って、訴訟自体も定型的に処理することが可能なため、あえて弁護士費用を払ってまで訴訟を行わないというのが実情だと考えられます。

次に、本人申立てと裁判所の後見的役割についてですが、そもそも民事訴訟は

当事者主義という原則に支配されています。当事者主義とは、事案の解明や証拠の提出に関する主導権を当事者に委ねるという原則です。これを前提とする限り、当事者の訴訟活動に結果が委ねられることになりますので、裁判が客観的な真実に反する結果になることもあります。そこで裁判所は、そのまま当事者に委ねた場合には正義に反する場合もあると考えなければならないこともあります。そこで、裁判所が手続面においてアドバイスをしたり、また、どのような主張をしたらよいか、あるいは、どのような証拠を出せばよいか、ということを一定程度アドバイスすることができます。これは、本人申立てに限らず、弁護士についている場合でも同じことをする場合もあります。ただし、これをあまりやり過ぎると、当事者間の公平を害する場合があります。一方が弁護士を選任して、他方が本人で訴訟を行っている場合であっても、法律的な知識がないからといって、過度に本人に肩入れをすると当事者の公平を害することになりますし、それによって裁判所の信頼そのものを失ってしまうこともあります。そのため、裁判所としては気を付けています。ただ、民事訴訟の手続そのものに関する指導・助言等のアドバイスについては、原則として当事者の公平を害することはあまりないのではないかと考えています。当事者がとるべき手続を尽くしていないだけで、この訴訟は不適法であるという理由で、実体審理に入らないまま訴訟を終了してしまうということは、裁判所の紛争解決機関としての役割を放棄するということになります。手続については丁寧にアドバイスしているのが実情だと思います。実体審理に当たっては、当事者の言い分をよく聞き、「ここまで当事者との関係でも公平を害さないであろう」「相手方当事者との関係でも公平を害さないであろう」というように考えて、個々の裁判官の裁量で後見的役割を果たしています。

それから、実質的な当事者対等ということを考えなければならないというケースもあります。弁護士が双方に付いている場合でも、例えば消費者対大企業という事件については、消費者はどうしても証拠収集手段が限られているということ

が往々にしてありますので、そのような場合は、大企業側に多少不利なことであっても、自発的に情報開示してもらわなければ訴訟が進まないということがありますので、実質的な当事者対等のためには積極的に大企業側に証拠提出を促すということもあります。これは本人申立ての場合においても、一定限度で行われることになります。ただ、本人申立ての場合は、そもそも何が問題なのかということを本人が十分に説明しきれない場合が多いので、実質的な当事者対等を図るために、裁判所としては「弁護士を選任しては」というアドバイスを第一に行うことを考えています。

内容面でのアドバイスとして、釈明権、釈明義務というものがあります。釈明権とは、訴訟関係を明瞭にするために、事実上及び法律上の事項に関して当事者に質問を発し、または立証を促すことができる裁判所の権能です。裁判所の裁量によって、当事者に「この点はどうなっていますか」「この点の立証はどうなっていますか」等ということを具体的にアドバイスすることができる、あるいは、促すことができます。釈明義務とは、例えば当事者が「これは、確実にこの主張をすれば勝てるであろう」というような証拠を出しているにも関わらず勘違いで主張をしていない場合、「このような証拠があるのであれば、このように主張すべきではないですか」というようなアドバイスをする場合があります。それは、アドバイスをしなければならないということにも通じてくる場合がかなり多くなってくると思います。

本人申立ての具体例としては、まず、過払金返還訴訟が挙げられます。近時の本人申立てによる民事通常訴訟としては、地方裁判所、簡易裁判所ともに最も多い事件類型です。これは利息制限法に定められている制限利率を超える利率で貸し付けた事案に対し、払いすぎた利息の返還を求める訴訟です。最高裁判所において貸金業者に対する厳しい判断が相次いだことから、多くの申立てがされるようになりました。

過払金返還訴訟が増える以前は、逆のパターンとして、貸金業者の借り主に対

する貸金返還訴訟が民事訴訟の中の大きな割合を占めていました。

他には、内部紛争として、小規模の企業内における経営権を巡る紛争や親族間紛争も見られます。親族の中で、相続等をきっかけとして相続財産の取り合いとなり感情的な問題に発展していく。小規模企業内でもそうですし、親族間でもそうですが、最初は経済的な問題であったのが、そのうちに相手をやっつけることが主眼となってしまい、何のために訴訟を起こしているのか、だんだんぼやけてしまうことが非常に多く、同一当事者の間で何回も訴訟をしているというケースがあります。このような事件については、頑張って和解を勧めて抜本的な解決をしたいと一度は考えるのですが、判決でこの事件は終了させようと考えざるを得ないこともあります。

破産事件、配偶者暴力（DV）の申立ても本人申立てがほとんどです。行政訴訟でもしばしば本人申立てがあります。

次に、本人申立て事案に対する審理運営上の留意点ですが、訴え提起段階から訴状に不備があることが多いため、裁判所書記官から、きちんと説明して補正してもらうようにしています。その後、訴訟手続についても、いろいろ説明することになりますが、説明を尽くさなければ、いつまでたっても法廷が開けないということではないので、ある程度理解してもらったところで期日を指定して、裁判官が訴訟手続について、一から説明することも多いのが実情です。訴状を出せば、あとは裁判所が全部やってくれると思っている方も多いので、そのような方に対しては「あなたの責任で証拠を集めて、事実関係を整理して、書面として裁判所に提出しなければならないですよ」と説明して、納得してもらうことから始めます。

それから、口頭弁論期日の指定についてですが、普通の民事訴訟の場合、15分から30分の時間帯の中に、5、6件、多ければ10件程度の期日を指定して当事者が揃った順に審理していくというやり方をしています。第1回目の口頭弁論期日では、この訴訟を今後どのような手続で行うのか振り分けをするために使

いますので、弁護士がついていれば、その程度の時間で十分ですが、本人が申し立てる事件の場合は、いろいろと不明な点を裁判所が聞かないといけないので、同じような時間の取り方では、他の事件に影響が生じてしまうため、当該事件に 15 分から 30 分を要するという場合もあります。

それから、法廷での言葉遣いを気をつけなければならぬことがあります。例えば、相手方に弁護士がついている場合に、弁護士を「先生」と呼ぶことは、本人訴訟の当事者にとっては差別的な扱いを受けると感じることがあります。不注意な発言をした場合、担当裁判官、担当職員、ひいては司法に対する信頼を失いかねないということもあるので、そのような場合には「〇〇代理人」という呼び方をする場合が多いと思います。

また、当然のことですが、難しい法律用語は使わないという配慮はしています。例えば、民事訴訟では「訴状を陳述する」と言いますが、一般の方は訴状を読み上げることだと思います。民事訴訟の場合は「訴状を陳述します」と言えば、そのとおり主張したことになりますので、その辺りを簡単に説明した上で、私の場合は「あなたがこの裁判で請求する内容、主張する事実関係は、裁判所に提出した訴状に書いてあるとおりですね」と確認しています。それに対し「はい」という答えがあれば、調書には「訴状陳述」と記載し、結果的には弁護士が代理人となった事件と同じように進んでいくことになります。

訴訟においては争点を整理する必要がありますが、本人訴訟では、事実関係や法律関係を整理した書面を提出できない場合には、裁判官が当事者から口頭で主張をよく聞き出し、その結果を裁判官が自分で整理して、調書にまとめて、当事者が提出する書面の代わりに裁判所が書面を作るというくらいのことをしないと、なかなか適正な裁判ができないという場合があります。裁判所に訴状を出せば何とかなると思っている当事者が多いということをお話しましたが、裁判所が警察のような捜査権を持っていると思っている人もいます。また、自分の認識が絶対的な真実であると考えて、ほとんど証拠を出さずに「真実は一つです」など

と言い続ける人もいまして、このような方には、民事訴訟における真実とは、立証責任を踏まえて証拠の有無により確定する手続上の真実であるということを説明しなければならないこともあります。それとは逆に、関係があるのかないのか、不明な証拠をたくさん提出する、あるいは、提出した証拠の意味もわからぬいということもあります。このような場合には、裁判所は証拠の解釈に非常に苦労をすることがあります。民事訴訟規則上は、証拠（書証）を提出する場合は、証拠説明書を提出しなければなりませんが、裁判所書記官が記載方法を時間をかけて説明しているというのが実情です。

立証の中では、本人尋問や証人尋問を行う場合に、当事者に尋問をまかせると、質問者であるにも関わらず自己の見解を述べることに終始したり、あるいは証人と言い合いになってしまふということが非常に多いです。このため、当事者が質問した後に「今の質問はこのような意味ですね」と裁判所が質問を引き取って、言葉を言い換えて質問してあげないと適切な尋問にはならないということが多いというのが実情です。

次に、判決についてです。判決は基本的には訴訟の当事者に対して向けられるのですが、控訴等によって上級審の裁判官のチェックを受ける可能性もあります。また、社会一般に公開される可能性もあります。従って、判決というのは一定の品位を求められるものであるとともに、どのような当事者であるかに関わらず、法的に正確な表現を用いて均質なものを提供する必要があります。本人申立てであるということが、原則として、判決の文体、内容に影響を及ぼすものではない、すなわち、本人申立てであることで、判決の文体や内容を変えることはしないと考える裁判体が一般的ではないかと思います。

最後に、和解についてですが、裁判所が紛争の背景に立ち入って事情聴取し、判決とは異なった観点から和解案を提示することができます。裁判官が事情を十分踏まえたうえでの和解案ということで、裁判所が本人の信頼を得られていれば、当事者本人が裁判所の提示を受け入れるということもあります。和解手続につい

ては、本人申立てであるということが、裁判所と当事者の距離の近さということにつながって、早期の実質的な紛争解決につながるということもあり、一定程度で裁判官の必要なスキルではないかと考えています。

以上が、地方裁判所の実務を担当する者から見た、本人申立ての実情です。

○：本人申立て全般として、どのような事件があるのか、本人申立てに対する裁判所の対応がどのような形で行われているのか、それから、本人申立てを運営する上での特徴的なこと等を報告をさせていただきました。

それでは、これから那覇簡易裁判所の受付窓口をご覧いただいた上で、意見交換会を行いたいと思います。

※ 那覇簡易裁判所の民事受付、調停受付窓口を視察

(意見等)

●：先程説明のありました地裁と簡裁の本人申立ての件数について、沖縄では地裁では本人申立てが多いが簡裁では逆に少なく、全国的に地裁では本人申立てが少なく簡裁では多く、全国と沖縄で全く逆の現象になっているということですが、この原因としては何があるのでしょうか。沖縄だけがそうであるのか、地裁における本人申立ての件数というのは、大都市以外の地方は概ねそのような傾向なのでしょうか。簡裁に関しては、全国的に本人申立てが多いということですが、全國と違うのは、沖縄では地方裁判所の認知度が高いのでしょうか。また、本土復帰前の影響があるのでしょうか。日本に比べるとアメリカは本人が出てくることが多いと思いますが、そのような影響もあるのでしょうか。

○：確定的なものではありませんが、おそらく、都市部での訴訟に関しては、過払金返還訴訟がある程度落ち着いていて割合が相当下がっているのだと推測できます。また、保証会社が支配人名や代表者名で申し立てるということも増えてきているのではないかと思われます。

●：全国に比べて地裁の本人申立てが多いというのは、どういうことですか。

○：過払金返還請求事件が本人申立てのかなりを占めているところが原因だと思いますが、那覇では、司法書士による書面作成援助を受けて本人が申し立てるのが多いからなのかどうかは何とも言えません。

●：地方裁判所において、全国と比べて沖縄の本人訴訟の比率が高いということについて、弁護士サイドとしては、弁護士へのアクセスの問題などがあるのでしょうか。

○：私たちも、よくわからないところはあります。弁護士としては、相談を聞いた上で、弁護士がついて解決が見込めるものなのかどうか、ついてもつかなくともあまり変わらないものなのかという点は考えます。あと、費用の面では、費用的に弁護士をつけてやれるのか、つけてもメリットが少ないとても関わらず弁護士費用だけかかってしまうような案件なのかということは考えて、「これはつけてやった方が絶対いいですよ」、「費用倒れになるかもしれません」という話をすることがあります。その結果、費用倒れになるのであれば自分でやるという方がいるのかもしれないですが、ただ、それが地裁や簡裁の本人申し立て件数にどのように反映されているのかはわかりません。

●：申立ての金額は関係ないのですか。

○：金額が高い場合でも、回収が見込めない等の場合には、解決が見込めない可能性がありますという話をすることもあります。

●：そのような事件の場合、弁護士についても、あまりプラスにならないということになれば、あくまで裁判したければ本人申立てということになるケースも多いのですか。

○：相談者の方が、弁護士を付けて解決が見込まれなくても何とかしたいと思うのであれば、弁護士を立てずに自分でやることもあるのかなとは思います。相談を聞く弁護士の側としては、弁護士をつけてどのような解決が見込まれるのか、今後、最終的に、どのような見通しが立つかということと、費用のことは考えて

アドバイスしますので、それを聞いてどう判断するのか、本人申立てするか、それでも頼むかの差は出てくると思います。

●：圧倒的に弁護士の数が足りないということが反映されているということはありませんか。

○：沖縄は九州の中では福岡に次いで2番目に弁護士の数が多いところです。離島についてはアクセスが難しい状況はあると思います。

○：石垣には若い弁護士も何人か増えてきていますが、宮古は少ないと思いますので、離島についてアクセスが難しいことはあると思います。ただ、それは全国的にどこも同じで、裁判所の支部や簡裁がないところに弁護士がいるというのは難しく、全国的にどこも変わらないと思います。

●：沖縄の場合、金を貸す方は貸せるだけ貸しておこうということが多いと思います。普通であれば、これ以上貸さないような場合でも、沖縄では親戚が多いので取れるという話がよくあるのですが、結局相当払ってしまって、それを取り返すということになって司法書士が入る形になるのかもしれないですが、請求金額が高いので、地裁で本人申立てを行うこともあるということでしょうか。

○：司法書士の活動によって、過去に本庁や沖縄支部で特定調停が増えたことがありました。

○：司法書士としては債務整理から始め、過払い請求というのがわかって裁判を起こすようになりましたが、それが簡裁の代理権で行ったということで飛躍的に数が増えたのだろうと思います。相談受付の時点で「簡裁だから司法書士がやりましょう。」、「地裁だから弁護士にお願いしてください。」という訳ではなくて、我々は書類作成支援ということで、地裁の方も支援しようということがあったものですから、そのような数字が出ているのかなと思います。

●：司法書士が相談に乗って、簡裁事件は司法書士が代理権があるのでそのまま代理人について、地裁事件は代理権がないので書面作成まで行って、後は本人でということで、それで本人申立ての割合が、簡裁は少なく、地裁では多いというの

が一つの原因ではないかという推測でしょうか。

○：それも沖縄と全国では少し事情が違います。沖縄では司法書士がかなり本人申立てを支援していることは全国に比べると多いのではないかと思います。地方裁判所の本人申立ての件数が、平成20年、21年頃から徐々に減ってきているのは、やはり、過払金返還訴訟の減少がそのまま出ているのではないかと思います。そのような意味では、来年以降さらに数字が変わってくるのではなかろうかと思います。

●：先程の報告についてですが、専門用語が多く、また、説明も速くてよく聴き取れませんでした。作業が大変かもしれません、できれば、主に使われる専門用語の説明書があれば大変助かると思いました。また、それを事前にいただければ、事前に読んだ上で会議に臨めますので、より理解が進むように思いました。

それから、調停室を初めて拝見しましたが、大変緊張感のある部屋で、入ったときに大変プレッシャーを感じました。普通の方にとって裁判所は敷居が高いところだと思います。ただでさえ緊張感を持って来ますので、観葉植物や花を置いて、カーテンも付けて、テーブルクロスをかけて、自宅にいるような雰囲気といいますか、そのような雰囲気を出して、少し話しやすい雰囲気をつくってはどうかと感じました。

また、簡裁の案内板の工夫についてですが、民事事件の手続の流れをフローチャートで表しているのは大変わかりやすいのですが、その側にある、各担当係への誘導の表示と矢印が同じ色が使われていて混同するおそれがあると思います。その辺りの工夫が必要なのかと思いました。

それから、定型訴状に関する質問ですが、最近は、税務署等でもパソコンで作成可能で、インターネットを利用して申告できるようになっていますが、この現代において、手書きで訴状を作成するというのが必要なのかどうかと感じました。本人確認等が必要であれば、いくらでも本人確認する方法はあると思いますが、何故、いまだに手書きなのかと思いました。手書きですとミスをすると、また書

き直さなければならないし、用紙も負担になると思います。パソコンですと、家庭で入力し、印刷して提出すれば処理も速いのではないかと思いますが、その辺りは難しいのでしょうか。理由を書いたりいろいろありますが、結構間違ったりするのではないかと思います。それから、書いた後に表現が違うということで、書き直したりすることでも、かなり不便ではないかと思います。

○：記載する箇所は、当事者欄、請求の趣旨の金額欄、請求の原因の年月日と金額欄で、利息返済期はチェック方式になっていますので、数字だけ書けば済むようなものになっているのではないかと思います。紛争の要点も全てチェック式になっており、裁判所としては、なるべく文章として書かないようにということで作られているのかと思いますが、やはり利用する側からは、そうでもないということなのでしょうか。

●：その程度の記載でよいのですね。

○：定型的なものについては、大体のところはチェックですむように作られていると思います。

●：3枚複写式になっていますが、仮にパソコンで作成できれば、経費もかなり浮くのではないかでしょうか。見やすさもよくなると思います。

●：それは裁判所にパソコンを用意してということですか。

○：いえ、家庭で、ホームページに掲載されている様式を利用できればということです。

○：様式は最高裁のホームページにも掲載されています。

●：では、必ずしも備え付けの訴状を使用しなくてもよいということですか。

○：そのとおりです。備え付けの書式は、窓口で説明を受けながら作成する際に使用するということになります。なお、督促手続はオンラインシステムになっています。

●：そうであれば、パンフレットに「ホームページからダウンロードできます」等と記載するとよいのではないかでしょうか。

- ：裁判所のアドレスまでは書いてありますが、その先はわからないですね。
- ：調停室は、以前は全く何もありませんでしたが、今は、絵画を設置するようにしております、一定の改善は行っているところです。
- ：裁判所の敷居の高さについてですが、来るまでは確かに敷居は高いと思いますが、調停等の手続に入ってからは、できるだけ人による対応によって敷居を低くしようということは行っています。社会経験や人生経験の豊富な方を調停委員に選任していますし、裁判官も、できるだけ、調停手続というのは訴訟とは異なった観点から、とにかく人の話をよく聞くところから始めるということで、手続に関しては当事者の信頼を高めるようにということを行っているところです。
- ：私も実際に窓口を見て、相談される方は、廊下で書類を書いて、刑事と民事がある最初の相談受付窓口で振り分けてもらって相談に望むと思いますが、相談担当する職員以外の部署の方々に全部見られているので、すごく相談しにくいのではないかと思います。最近は銀行でも融資の話を受けるときはブースで区切られていますので、利用したい、使いたいと思っている方にとてみれば、もう少し相談をしやすいという空気を作るためにも、せめて窓口のブースを区切るなどの配慮を行った方がよいと思います。みんなに見られると、すごく気になると思います。スペースの問題や予算の問題もあると思いますが、可能であればお願ひしたいと思います。

- ：他に本人申立てについて、御意見、御質問はございませんか。
- それでは、これで意見交換を終了いたしますが、今後、わかりやすい言葉、あるいは事前の説明等に配慮したいと思います。本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。

5 次回期日・テーマの確認

期 日 平成25年6月17日（月）午後2時

テーマ 裁判員裁判の現状と課題